

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和2年8月24日

月曜日

第4679号

目次

告 示	
○有害がん具類の指定	1
正 誤	
○令和2年8月12日付け号外富山県告示第369号	2

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第375号

有害がん具類の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第11条第1項の規定により、青少年に有害な特定がん具類として次のとおり指定するので、同条例第22条の規定により公示する。

令和2年8月24日

富山県知事 石 井 隆 一

番号	種別	名称	形状・構造	機能	指定理由
73	がん具	クロスボウ (銃砲型近代 洋弓)	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装てんし、発射した場合において、発射矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	形状、構造、機能及びその使用状況等からみて人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、青少年の非行を誘発し、若しくは助長するため青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがある。

